

【添付資料1】要求水準書

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	68	第4 1 (4) エ (カ) -c	(カ) 消防学校エリア：救助訓練棟（大屋根含む）（雨天訓練設備） c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 B 棟 平常運用時 ・地上3階、8m×25m× <u>10.5m</u> (W・D・H)、鉄骨造	(カ) 消防学校エリア：救助訓練棟（大屋根含む）（雨天訓練設備） c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 B 棟 平常運用時 ・地上3階、8m×25m× <u>17m</u> (W・D・H)、鉄骨造
2	68	第4 1 (4) エ (カ) -c	(カ) 消防学校エリア：救助訓練棟（大屋根含む）（雨天訓練設備） c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 C 棟 平常運用時 ・地上3階、8m×25m× <u>10.5m</u> (W・D・H)、鉄骨造	(カ) 消防学校エリア：救助訓練棟（大屋根含む）（雨天訓練設備） c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 C 棟 平常運用時 ・地上3階、8m×25m× <u>17m</u> (W・D・H)、鉄骨造
3	72	第4 1 (4) エ (ス) -a	(ス) 防災公園（西側）エリア：屋内運動施設 a 平常運用時における機能及び性能に関する事項 ・ 風雨に耐える構造とするため、四方を壁などで囲み、アーチ状屋根（高さ <u>7.66~11.50m</u> を想定）を設けること。	(ス) 防災公園（西側）エリア：屋内運動施設 a 平常運用時における機能及び性能に関する事項 ・ 風雨に耐える構造とするため、四方を壁などで囲み、アーチ状屋根（高さ <u>6.4~11.5m</u> を想定）を設けること。

【添付資料 3】様式集及び記載要領

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	目次 2	目次	目次に【様式 1 1】を追加	目次に【様式 1 1】が無し
2	7	2 (2)	(2) 参加表明書等の提出書類 ・提出部数は、参加表明書及び参加資格確認申請書それぞれ正 1 部、副 <u>1</u> 部を提出すること。	(2) 参加表明書等の提出書類 ・提出部数は、参加表明書及び参加資格確認申請書それぞれ正 1 部、副 <u>2</u> 部を提出すること。
3	7	2 (3)	(3) 入札書等及び事業提案書の提出書類 【様式 A】～【様式 Q】事業提案書 正本 1 部、副本 15 部 (各 1 5 部 は削除)	(3) 入札書等及び事業提案書の提出書類 【様式 A】～【様式 Q】事業提案書 各 <u>15</u> 部 (正本 1 部、副本 15 部)
4	26	【様式 5 - 3】	■各業務の担当企業 ① <u>統括マネジメント業務欄への記載は不要</u>	■各業務の担当企業 ① <u>統括マネジメント業務</u>
5	39	【様式 1 2】 入札書 別紙	千億の欄追加	千億の欄無し
6		【様式 F-2 -①】	(2) 資金調達計画 202 <u>3</u> 年度	(2) 資金調達計画 202 <u>2</u> 年度
7		【様式 F-2 -①】	(2) 資金調達計画 202 <u>6</u> 年度	(2) 資金調達計画 202 <u>4</u> 年度
8		【様式 F-2 -①】	(2) 資金調達計画 202 <u>7</u> 年度	(2) 資金調達計画 202 <u>5</u> 年度
9		【様式 F-2 -②】	名称 建築工事 (あ は削除)	名称 建築工事 <u>あ</u>
10		【様式 F-2-④】	行を削除	損益計算書 営業収入の内訳 「 <u>サービス購入料収入 (設計・建設費相当額)</u> 」
11		【様式 F-2-④】	行を削除	資金計算書 キャッシュインの内訳 「 <u>サービス購入料収入 (設計・建設費相当額)</u> 」

【添付資料 5】 特定事業契約書（案）別紙 3 ガバナンス基本計画

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	(別紙 3) 6	第 1 部 1 II 表 1 ※4)	削除	※ 4) 業務期間終了後も、ガバナンス機能は一定期間維持するものとする。
2	(別紙 3) 11	第 2 部 II 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (3) 設計・建設段階におけるガバナンス」に示す県及び事業者の参加による定期的な会議体を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。	(2) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (3) 設計・建設業務におけるガバナンス」に示す県及び事業者の参加による定期的な会議体を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。
3	(別紙 3) 12	第 2 部 III 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等を活用し、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、課題、対応方針を確認・共有する。	(2) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等を活用し、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、課題、対応方針を確認・共有する。
4	(別紙 3) 15	第 2 部 IV 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。	(2) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。
5	(別紙 3) 17	第 2 部 V 2 (1)	(1) 書類による確認 事業者は、要求水準書「第 3 2 (1) イ 総務・経理業務」のとおり、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告、キャッシュフロー計算書（以下「財務書類等」という。）について県に報告する。	(1) 書類による確認 事業者は、要求水準書「第 6 1 2 (3) 総務・経理業務」のとおり、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告、キャッシュフロー計算書（以下「財務書類等」という。）について県に報告する。
6	(別紙 3) 17	第 2 部 V 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県は、財務書類等に反映された事業者の取引が提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであるか、また、その結果が事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであるか等の確認を行う。	(2) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県は、財務書類等に反映された事業者の取引が提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであるか、また、その結果が事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであるか等の確認を行う。

【添付資料 6】 ガバナンス基本計画

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	6	第 1 部 1 II 表 1 ※4)	削除	※ 4) 業務期間終了後も、ガバナンス機能は一定期間維持するものとする。
2	11	第 2 部 II 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (3) 設計・建設段階におけるガバナンス」に示す県及び事業者の参加による定期的な会議体を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。	(2) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (3) 設計・建設業務におけるガバナンス」に示す県及び事業者の参加による定期的な会議体を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。
3	12	第 2 部 III 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等を活用し、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、課題、対応方針を確認・共有する。	(2) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等を活用し、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、課題、対応方針を確認・共有する。
4	15	第 2 部 IV 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。	(2) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県が実績評価を行うとともに、その結果も踏まえて、本事業に全体に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。
5	17	第 2 部 V 2 (1)	(1) 書類による確認 事業者は、要求水準書「第 3 2 (1) イ 総務・経理業務」のとおり、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告、キャッシュフロー計算書（以下「財務書類等」という。）について県に報告する。	(3) 書類による確認 事業者は、要求水準書「第 6 1 2 (3) 総務・経理業務」のとおり、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告、キャッシュフロー計算書（以下「財務書類等」という。）について県に報告する。
6	17	第 2 部 V 2 (2)	(2) 会議による確認 要求水準書「第 9 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県は、財務書類等に反映された事業者の取引が提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであるか、また、その結果が事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであるか等の確認を行う。	(4) 会議による確認 要求水準書「第 7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等の開催を通じて、県は、財務書類等に反映された事業者の取引が提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであるか、また、その結果が事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであるか等の確認を行う。